

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 1 月 15 日

支出負担行為担当官

九州地方整備局副局長 酒井 浩二

1 調達内容等

- (1) 件名 令和 8 年度海洋環境整備業務（がんりゅう）
- (2) 調達案件の仕様等 別添仕様書による。
- (3) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 別添仕様書による。
- (5) 本業務は、発注者所属の清掃兼油回収船「がんりゅう」を使用し、瀬戸内海西部（周防灘）及び響灘海域の海洋環境整備業務（巡回海面清掃、異常時海面清掃（油回収）及び環境調査）を行うものである。また、大規模災害が発生した場合は災害支援等の業務に従事するものである。
- (6) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は 2 回を限度とする。
- (7) 本業務は賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。
- (8) 電子調達システムの利用 本案件は、証明書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。
- (9) 本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和 8 年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

2 競争参加資格等

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8・9 年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の A、B 又は C 等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 上記 2 (2) の資格を有しない者で入札に参加しようとする者は、開札の時までに当該資格の決定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けた場合は入札に参加することができる。
- (4) 競争参加資格の申請の時期及び場所
競争参加者の資格に関する公示（令和 7 年 3 月 31 日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
- (5) その他予決令第 73 条の規定に基づき支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。（詳細は入札説明書による。）
- (6) 電子調達システムによる場合は、電子証明書（IC カード等）を取得していること。なお、紙入札方式による場合は、紙入札方式参加願を提出すること。
- (7) 一般競争入札申込書及び別紙（以下「申込書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局から指名停止を受けていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされて

いる者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後、競争参加資格に関する公示に定める手続きを行った者を除く。

- (9) 入札説明書の交付を4(1)(b)から直接入手した者又は(2)より直接ダウンロードにより交付を受けた者であること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び総合評価技術資料をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記3(2)の算出方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- (a) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

- (b) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとし、調査基準価格を下回った者は、事後の聴取に協力するものとする。

- (c) 上記において評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにて落札者を決める。

- (2) 評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝（技術評価点の合計）／（入札価格を100万円で除した数値）

- (3) 技術評価点を算出するための基準

各評価項目について総合評価基準に基づき技術点を与える。（入札説明書参照）

- (4) 総合評価技術資料は、入札説明書に基づき作成するものとする。

- (5) ヒアリングの有無 ヒアリングは行わない。

- (6) 評価の担保

- (a) 落札者は、各総合評価項目を契約書に明記し、競争参加資格確認申請の際に提出した総合評価技術資料の内容を適切に履行すること。

総合評価技術資料の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、提出された総合評価技術資料内容と実施された内容との技術評価点の差に相当する額を違約金として、次の式により算定し徴収する。

違約金＝令和8年度中に支払った契約金額×（1－履行後の評価点／当初入札時の評価点）

- (b) 受注者の責によらない場合とは、発注者の事情により業務条件の変更又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付期間等

- (a) 交付期間 令和8年1月15日から令和8年3月6日まで
- (b) 問い合わせ及び交付場所
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7
九州地方整備局総務部経理調達課 契約管理第二係
電話 092-418-3345
- (c) 交付方法 電子調達システム及び上記4(1)(b)の場所において無償で直接交付する。なお、郵送・託送による交付も行うが、この場合の送料については、別に必要とする。
- (2) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先
電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>
問い合わせ先は4(1)に同じ。
- (3) 申込書等及び入札書の提出先
 - (a) 電子調達システムの場合
電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>
 - (b) 紙入札方式の場合
上記4(1)(b)に同じ
- (4) 申込書等の提出期限
令和8年2月6日 16時00分
- (5) 入札書の提出期限
令和8年3月5日 16時30分
- (6) 開札の日時及び場所
令和8年3月6日 10時30分
九州地方整備局総務部経理調達課入札室
- (7) 開札の日には落札決定を保留したうえで落札予定者を決定し、落札決定及び契約締結は令和8年4月1日とするが、当該業務にかかる令和8年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合、予算状況により、別途、契約日及び履行期間の調整を行うとともに、契約額の区分表示等を行う場合がある。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札参加希望者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務に参加するために必要な資料を次により提出しなければならない。
電子調達システムにより参加を希望する者は、所定の提出期限までに申込書等データを上記4(2)に示すURLに提出しなければならない。
紙入札方式により参加を希望する者は、所定の提出期限までに申込書等を上記4(1)(b)に示す場所に提出しなければならない。
なお、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。
- (4) 入札の無効
 - 1) 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申込書等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
 - 2) 落札予定者は、本業務に配置する船員について、運航開始日から直接雇用または直接雇用と同等な関係（船員派遣）にあることが確認できる書類（船員手帳写し、派

遣契約書類写し、雇用予定証明書等）を、令和８年３月23日までに発注者へ提出しなければならない。

上記内容が確認できない場合及び第三者に船舶の運航を再委託する予定であることが確認された場合は、当該者の入札は無効とし落札予定を取り消す。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 手続における交渉の有無 無

(7) 詳細は入札説明書による。

(8) 受注後、本業務における情報保全に係る履行体制に関する資料「情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別紙４）」を発注者に提出し、同意を得ること。